



外国法人のベトナムにおける駐在員事務所設立

2016年2月

2016年1月25日、政府は、外国法人のベトナムにおける駐在員事務所、支店に関する商業法の施行細則を定める政令 Decree 07/2016/ND-CP(以下 Decree 07)を発行しました。

Decree 07 は、2016年3月10日から施行され、2006年7月25日付け Decree 72/2006/ND-CP、および、商業法の施行細則となる幾つかの政令における行政手続きを改正・補足する2011年12月16日付け Decree 120/2011/ND-CP の第2条が廃止されます。

今回のニュースレターでは、弊社 Grant Thornton Vietnam から、以下についてご案内申し上げたく存じます。

1. 外国法人のベトナムにおける駐在員事務所の設立に関する規定。
 2. ご留意事項および弊社 Grant Thornton Vietnam からの実務的なアドバイス。
1. 外国法人のベトナムにおける駐在員事務所設立に関する規定
 - a. 外国法人が駐在員事務所を設立するためには、以下の条件を満たす必要があります：
 - ベトナムが加盟する国際条約に参加している国家・地域の法令の規定により設立・事業登録されている外国法人、または、これら国家・地域の法令により承認されている外国法人であること。
 - 設立・事業登録の日から1年以上活動を行っている外国法人であること。活動期間に期限がある場合は、駐在員事務所の設立認可申請書を提出する日から、活動期限が1年以上残っていること。
 - b. 外国法人のベトナムにおける駐在員事務所ライセンスの期限：
 - 期限は5年間ですが、外国法人の活動期間に期限がある場合、その活動期限を越えません。
 - 期限は延長することが可能です。
 - c. 駐在員事務所の活動範囲：
 - 連絡事務所の機能実施。
 - 市場調査。
 - 駐在員事務所が代表する当該外国法人の投資・事業機会の促進・推進。但し、外国法人の駐在員事務所設立が専門事業分野の個別法令文書で規定されている場合には、当該事業分野は含みません。

d. 駐在員事務所の設立ライセンス申請書類は、以下の通りです：

- 工商省が定める様式による駐在員事務所設立ライセンスの申請書。
- 外国法人の事業登録書。
- 駐在員事務所長の任命決定書。
- 外国法人の存在および活動を示すための直近年度の監査済み財務諸表または当該国税務当局による確認資料。
- 駐在員事務所長のパスポート。および、
- 駐在員事務所設置場所の賃借合意書、または、外国法人による当該場所の駐在員事務所設置に際する使用权を示す資料の写し。



2. ご留意事項および弊社 Grant Thornton Vietnam からの実務的アドバイス

a. 駐在員事務所の活動内容に関して：

Decree 07 では、駐在員事務所の活動範囲が狭められており、従来の Decree 72/2006/ND-CP では認められていた“ベトナム側当事者と締結した契約、または、駐在員事務所が代表するベトナム市場に関連する契約の履行フォロー・監督”が廃止されていますので、自社の事業活動計画に即した駐在員事務所の活動内容を慎重に検討することをおすすめ致します。

b. 駐在員事務所長の任命に関して：

Decree 07 では、駐在員事務所長がベトナム国外へ出る際には、駐在員事務所長の権利および義務を履行するために別の人へ委任状を置いていくことを新しく定めています。また、もし駐在員事務所長がベトナムを出国して30日を越えても、駐在員事務所長の権利および義務を履行するために別の人へ委任しなかった場合、または、死亡、失踪、拘留、禁錮判決、民事行為能力の制限喪失をした場合、外国法人は、別の人を駐在員事務所長に任命する必要があります。

駐在員事務所長は、以下の役職を兼務することが出来ませんので、ご留意下さい。

- 同じ外国法人の支店長。
- 別の外国法人の支店長。
- 当該外国法人または別の外国法人の法定代表者。
- ベトナムの法令規定により設立される経済組織の法定代表者。

c. **駐在員事務所長の労働許可証、個人所得税・社会保険料の納付義務、および、駐在員事務所で働くベトナム人スタッフの採用に関して:**

- 駐在員事務所長に任命された外国人は、ベトナムで働き始める前に、ベトナムでの労働許可証を申請する必要があります。
- 駐在員事務所長および駐在員事務所スタッフは、ベトナムでの所得(駐在員事務所による支払いが否かに関わらず)が発生した際には、個人所得税の申告をする必要があります。状況によっては、ベトナムで租税条約の適用を申請することも可能です。
- ベトナム人労働者の採用ニーズがある場合、駐在員事務所は、ベトナム人労働者を採用・管理する管轄機関へ、ベトナム人労働者の採用申請文書を送付する必要があります。申請文書では、職位、人数、技術的専門レベル、業務、外国語、採用期限、そして、採用を必要とする職位毎の、労働契約期間中および労働契約契約解消時のベトナム人労働者側および雇用者側の権利・義務を明記しなければなりません。
 - 駐在員事務所からの申請書類の受理日から15営業日以内に、ベトナム人労働者を採用・管理する管轄機関は、駐在員事務所の依頼に基づいて、ベトナム人労働者を募集して紹介する責任があります。
 - この15営業日の期限を経ても、ベトナム人労働者を採用・管理する管轄機関が、駐在員事務所の依頼に基づくベトナム人労働者の募集・紹介を出来ない場合には、駐在員事務所は、直接にベトナム人労働者を採用することができます。

- 労働契約の締結日から7営業日以内に、駐在員事務所は、ベトナム人労働者と締結した労働契約書の写しを添えて、ベトナム人労働者を採用・管理する管轄機関へ文書にて通知をする必要があります。
- 駐在員事務所と労働契約を締結した外国人、ベトナム人スタッフは、強制社会保険へ加入する必要があります。

ベトナムでの駐在員事務所設立を検討されている場合、または、ベトナムでの駐在員事務所活動に関連する法令規定の遵守状態のレビューを希望されている場合は、ご遠慮なく弊社 Grant Thornton Vietnam へお問い合わせ下さい。





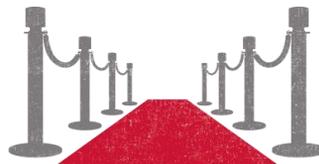
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter の情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn



Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam

T + 84 4 3850 1686

F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner

D +84 4 3850 1618

E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner

D +84 4 3850 1620

E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk

D +84 4 3850 1680

E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director

D +84 4 3850 1684

E Long.Pham@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City
Vietnam

T + 84 8 3910 9100

F + 84 8 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner

D +84 8 3910 9231

E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director

D +84 8 3910 9235

E Valerie.Teo@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk

D +84 8 3910 9205

E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director

D +84 8 3910 9275

E HMy.Tran@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director

D +84 8 3910 9233

E MongVan.Tran@vn.gt.com

